

西宮市自転車等駐車場の自動ゲート入退場用カード等の再交付に関する要綱 ②

第1条 この要綱は、西宮市自転車等駐車場の自動ゲート入退場用カード、コインポスト用鍵及び機械式自転車駐車場用定期使用磁気カードとICタグ（以下「自動ゲート入退場用カード等」という）の再交付に関する事務の処理について必要な事項を定める。 ②

第2条 使用者が自動ゲート入退場用カード等を紛失した場合は再交付する。

2 前項の場合においては、別表に定める自動ゲート入退場用カード等の再交付に必要な費用を使用者から徴収する。

第3条 使用者が再交付を受けた自動ゲート入退場用カード等（機械式自転車駐車場用定期使用磁気カードとICタグを除く）を返却した場合は、前条第2項で徴収した費用を還付する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から実施する。

付 則（平成22年10月1日①）

この要綱は平成22年10月1日から実施する。

付 則（令和3年4月1日②）

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

別表 ①・②

品 名	弁 償 額
自動ゲート入退場用カード（定期使用）	2,000円
コインポスト用鍵	1,000円
機械式自転車駐車場用定期使用磁気カード	500円
機械式自転車駐車場用ICタグ	500円